

日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」に基づいた本学の実施状況について

本学は、自主性・自律性を最大限発揮しながら、ステークホルダーへの積極的な説明責任を果たすとともに、経営方針や経営姿勢を自主的に点検し、本学の健全な成長と発展に繋げるための行動規範となるガバナンス・コードとして、一般社団法人日本私立大学連盟による「私立大学ガバナンス・コード」を採用しています。

ガバナンス・コードにおいて具体的な行動を定めている「実施項目」の2024年度における実施状況を点検した結果は、下記の通りとなっています。

※（ ）内は2023年度の点検結果

基本原則 実施状況	1.自立性 の確保	2.公共性 の確保	3.信頼性・透明 性の確保	4.継続性 の確保	合 計
○：実施している、 概ね実施している	13 ₍₁₃₎	14 ₍₁₄₎	40 ₍₄₀₎	29 ₍₂₉₎	96 ₍₉₆₎
△：十分でない点がある	0 ₍₀₎	0 ₍₀₎	0 ₍₀₎	0 ₍₀₎	0 ₍₀₎
×：実施していない	0 ₍₀₎	0 ₍₀₎	0 ₍₀₎	0 ₍₀₎	0 ₍₀₎
合 計	13	14	40	29	96

昨年度に引き続き、今年度の点検においても、すべての項目で「○：実施している、概ね実施している」という結果となりました。「○：実施している、概ね実施している」という点検結果については、2021年度から2024年度で92%→97%→100%→100%と推移していることから、ガバナンスの改善・強化が着実に実施されており、法人としてのガバナンス体制は概ね整っているものと評価しています。

今後とも、基本原則である自律性、公共性、信頼性・透明性、継続性確保の観点から、ガバナンス体制の一層の改善、強化に向けて引き続き取り組んで参ります。

日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」に基づいた本学の実施状況一覧

【実施状況】○：実施している又はおおむね実施している、△：十分でない点がある、×：実施していない

基本原則			遵守原則		遵守状況	重点事項	実施項目	実施状況 2024	実施状況 2023	
1	自律性の確保	会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。	1-1	会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。	遵守	1-1-1	会員法人は、事業に関する中長期計画もしくは事業計画等（以下「中期計画等」という）の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。	①	○	○
								②	○	○
								③	○	○
								④	○	○
								⑤	○	○
								⑥	○	○
								⑦	○	○
								⑧	○	○
								⑨	○	○
								⑩	○	○
								⑪	○	○
								⑫	○	○
								⑬	○	○
2	公共性の確保	会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。	2-1	会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。	遵守	2-1-1	会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。	①	○	○
								②	○	○
								③	○	○
								④	○	○
								⑤	○	○
								⑥	○	○
								⑦	○	○
								⑧	○	○
		2-2	会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。	遵守	2-2-1	会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。	①	○	○	
							②	○	○	
							③	○	○	
							④	○	○	
							⑤	○	○	
⑥	○	○								
3	信頼性・透明性の確保	会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。	3-1	会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。	遵守	3-1-1	会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。	①	○	○
								②	○	○
								③	○	○
								④	○	○
								⑤	○	○
								⑥	○	○
								⑦	○	○
								⑧	○	○
								⑨	○	○
								⑩	○	○
								⑪	○	○
		3-2	会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないよう、理事及び評議員、学長（総長を含む）（以下、「役職者」という）の選解任過程等に関する透明性の確保を通じて、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制整備を行い、実行する。	遵守	3-2-1	会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。	①	○	○	
							②	○	○	
							③	○	○	
							④	○	○	
							⑤	○	○	
							⑥	○	○	
							⑦	○	○	
							⑧	○	○	
							⑨	○	○	
							⑩	○	○	
							⑪	○	○	
							⑫	○	○	
							⑬	○	○	
							⑭	○	○	

日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」に基づいた本学の実施状況一覧

【実施状況】○：実施している又はおおむね実施している、△：十分でない点がある、×：実施していない

基本原則			遵守原則		遵守状況	重点事項		実施項目	実施状況 2024	実施状況 2023
			3-3	会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。	遵守	3-3-1	会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度整備をさらに進める。	①	○	○
								②	○	○
								③	○	○
								④	○	○
								⑤	○	○
								⑥	○	○
								⑦	○	○
								⑧	○	○
						3-3-2	会員法人は、情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。	①	○	○
								②	○	○
								③	○	○
								④	○	○
								⑤	○	○
								⑥	○	○
								⑦	○	○
4	継続性の確保	会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。	4-1	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。	遵守	4-1-1	会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。	①	○	○
								②	○	○
								③	○	○
								④	○	○
								⑤	○	○
								⑥	○	○
								⑦	○	○
								⑧	○	○
								⑨	○	○
								⑩	○	○
								⑪	○	○
								⑫	○	○
								⑬	○	○
								⑭	○	○
								⑮	○	○
			4-2	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。	遵守	4-2-1	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。	①	○	○
								②	○	○
								③	○	○
								④	○	○
								⑤	○	○
								⑥	○	○
								⑦	○	○
						4-2-2	会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。	①	○	○
								②	○	○
								③	○	○
								④	○	○
								⑤	○	○
								⑥	○	○
⑦	○	○								

(注) 2024年度は「私立大学ガバナンス・コード【第1.1版】(令和5年3月28日改訂)」に基づく実施状況。